

議 事 日 程 第 6 号

令和3年3月24日（水）午前10時開議

（総務文教常任委員長報告）

- 日程第 1 議第 4号 市有財産の譲渡について
- 日程第 2 議第 5号 米沢市まちづくり総合計画後期基本計画の策定について
- 日程第 3 議第 6号 米沢市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議第 7号 米沢市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議第 8号 米沢市旧学校利用施設条例の設定について
- 日程第 6 請願第1号 安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級の実現を求める意見書提出方請願

（民生常任委員長報告）

- 日程第 7 議第 9号 米沢市消防団に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議第10号 米沢市高齢者等生活支援条例の一部改正について
- 日程第 9 議第11号 米沢市介護保険条例の一部改正について
- 日程第10 議第12号 米沢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議第13号 米沢市指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議第14号 米沢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議第15号 米沢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議第37号 米沢市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第15 陳情第1号 国立病院の機能強化を求める陳情書

（産業建設常任委員長報告）

- 日程第16 議第16号 財産（除雪ドーザ）の取得について
- 日程第17 議第17号 米沢市手数料条例の一部改正について
- 日程第18 議第38号 米沢市新庁舎建設工事請負契約の一部変更について

- 日程第 19 議第 39 号 米沢市すこやかセンター空調設備改修工事請負契約の一部変更について
日程第 20 議第 40 号 米沢市庁舎解体工事請負契約の締結について
日程第 21 議第 41 号 米沢市南原コミュニティセンター新設建築工事請負契約の締結について

(予算特別委員長報告)

- 日程第 22 議第 25 号 令和 3 年度米沢市一般会計予算
日程第 23 議第 26 号 令和 3 年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計予算
日程第 24 議第 27 号 令和 3 年度米沢市後期高齢者医療費特別会計予算
日程第 25 議第 28 号 令和 3 年度米沢市介護保険事業勘定特別会計予算
日程第 26 議第 29 号 令和 3 年度米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計予算
日程第 27 議第 30 号 令和 3 年度米沢市青果物地方卸売市場費特別会計予算
日程第 28 議第 31 号 令和 3 年度米沢市物品調達費特別会計予算
日程第 29 議第 32 号 令和 3 年度米沢市南原財産区費特別会計予算
日程第 30 議第 33 号 令和 3 年度米沢市三沢東部財産区費特別会計予算
日程第 31 議第 34 号 令和 3 年度米沢市水道事業会計予算
日程第 32 議第 35 号 令和 3 年度米沢市下水道事業会計予算
日程第 33 議第 36 号 令和 3 年度米沢市立病院事業会計予算
日程第 34 議第 42 号 令和 2 年度米沢市一般会計補正予算 (第 15 号)
日程第 35 議第 43 号 令和 2 年度米沢市一般会計補正予算 (第 16 号)
日程第 36 議第 44 号 令和 2 年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 37 発議第 1 号 安全・安心で、行き届いた教育につながる 30 人学級の早期実現を求める
意見書の提出について
日程第 38 発議第 2 号 国立病院の機能強化を求める意見書の提出について
日程第 39 発議第 3 号 米沢市議会会議規則の一部改正について
日程第 40 議員派遣について
日程第 41 議第 2 号 米沢市監査委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程第6号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（24名）

1 番	小 久 保	広 信	議員	2 番	影 澤	政 夫	議員
3 番	我 妻	徳 雄	議員	4 番	太 田	克 典	議員
5 番	山 田	富 佐 子	議員	6 番	佐 藤	弘 司	議員
7 番	高 橋	壽	議員	8 番	高 橋	英 夫	議員
9 番	山 村	明	議員	10 番	堤	郁 雄	議員
11 番	関 谷	幸 子	議員	12 番	遠 藤	正 人	議員
13 番	島 軒	純 一	議員	14 番	工 藤	正 雄	議員
15 番	齋 藤	千 恵 子	議員	16 番	成 澤	和 音	議員
17 番	中 村	圭 介	議員	18 番	鳥 海	隆 太	議員
19 番	古 山	悠 生	議員	20 番	井 上	由 紀 雄	議員
21 番	小 島	一	議員	22 番	島 貫	宏 幸	議員
23 番	木 村	芳 浩	議員	24 番	相 田	克 平	議員

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市 長	中 川 勝	副 市 長	大河原 真 樹
総 務 部 長	後 藤 利 明	企画調整部長	遠 藤 直 樹
市民環境部長	森 谷 幸 彦	健康福祉部長	安 部 道 夫
産 業 部 長	菅 野 紀 生	建 設 部 長	星 野 博 之
会 計 管 理 者	小 関 浩	上下水道部長	高 野 正 雄
病院事業管理者	渡 邊 孝 男	市 立 病 院 事 務 局 長	渡 辺 勅 孝

総務課長	高橋 貞 義	財政課長	土 田 淳
総合政策課長	安 部 晃 市	教 育 長	土 屋 宏
教育管理部長	渡 部 洋 己	教育指導部長	今 崎 浩 規
選挙管理委員会 委 員 長	玉 橋 博 幸	選挙管理委員会 事 務 局 長	吉 田 真 一
代表監査委員	森 谷 和 博	監 査 委 員 長 事 務 局 長	片 桐 茂
農業委員会会長	伊 藤 精 司	農 業 委 員 会 事 務 局 長	穴 戸 徹 朗

出席した事務局職員職氏名

事務局 長	三 原 幸 夫	事務局 次 長	細 谷 晃
庶務係 長	澁 江 嘉 恵	議事調査係長	渡 部 真 也
主 任	藤 崎 優 一	主 事	齋 藤 拓 也

午前 9時59分 開 議

○鳥海隆太議長 おはようございます。

ただいまの出席議員24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第6号により進めます。

.....

日程第1 議第4号市有財産の譲渡について外5件

○鳥海隆太議長 日程第1、議第4号市有財産の譲渡についてから日程第6、請願第1号安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級の実現を求める意見書提出方請願までの議案5件、請願1件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

総務文教常任委員長16番成澤和音議員。

〔総務文教常任委員長16番成澤和音議員登壇〕

○16番（成澤和音議員） 御報告申し上げます。

去る3月2日の本会議におきまして当委員会に付託されました案件は、議案5件、請願1件であります。

当委員会は、議会日程に従い、3月5日の午前10時から委員会室において、各委員出席の下、関係部課長並びに請願審査においては紹介議員及び参考人に出席を求め、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議第4号市有財産の譲渡についてですが、本案は、地籍1,995平方メートル余りの土地並びに床面積309平方メートル余りの事務所及び床面積67平方メートル余りの倉庫を米沢地方森林組合に対し無償で譲渡をするものであります。

本案に対し、委員から、米沢市林業センターとして設置された施設を今年度末で廃止することに

伴い、現在事務所として利用している米沢地方森林組合に無償譲渡することだが、この譲渡は本市の都合によるものかとの質疑があり、当局から、現在、当該土地及び建物を米沢地方森林組合が事務所として利用している背景から、市と組合双方の協議により今後も事務所として利用していただくため譲渡することとした。なお、譲渡から10年を経過するまでの間は、事務所として使用することを無償譲渡の条件として付すとの答弁がありました。

また、委員から、譲渡の相手方である米沢地方森林組合の経営状況はどのようになっているかとの質疑があり、当局から、平成26年から29年にかけて、国庫補助等を活用して高性能林業機械を導入したことにより、当該年度の法人税の負担軽減を目的とする圧縮記帳を適用し、特別損失を計上したため、その期間は赤字決算となっているものの、平成30年以降は毎年黒字決算となっていることから、健全な経営が続いていると認識しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、譲渡から10年間は事務所として使用することを条件とするとのことだが、この条件をどのように守らせていくのかとの質疑があり、当局から、本市担当課が森林経営管理制度や林業振興などの事業において森林組合と連携する体制があるため、その中で、経営状況などの情報のやり取りによって条件が守られているか確認していく。また、この条件の例外として、何らかの理由により処分等が必要となった場合は、あらかじめ本市に相談していただき、本市が承認した場合は処分することも可能とするとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第5号米沢市まちづくり総合計画後期基本計画の策定についてであります。本案は、米沢市まちづくり総合計画について、令和3年度から令和7年度までの5年間にわたり本市が取り

組むべき施策・取組を体系的に示す後期基本計画を策定しようとするものであります。

本案に対し、委員から、第4期実施計画の策定の予定はどのようになっているかとの質疑があり、当局から、新年度早々に策定に着手することとしており、5月に各課向けの説明会を実施し、課題を整理しながら予算編成作業前に仮の案をまとめたい。その後、来年1月には決定し、2月に次年度予算案とともに議会に説明する予定であるとの答弁がありました。

また、委員から、本市職員一人一人まで基本構想の将来像等を共有することが基本計画で示された施策・取組を実施するための根本になると思うが、どのように浸透させていくのか。また、この計画による取組が成果を上げるためには、市民・事業者等と施策の目指す姿を共有することが重要になると思うが、どのように進めていくのかとの質疑があり、当局から、後期基本計画の策定に当たっては各課の協力を得ながら進めており、また、まちづくりの課題について市民自ら解決方法や取組等を考え、後期基本計画に反映させることを目的とした「よねざわまちづくりフォーラム」を開催した際には、庁内職員で構成するプロジェクトチームも進行役として参加した。今後も、職員研修などを通して浸透するよう図っていききたい。市民・事業者等への周知については、策定に当たって「よねざわまちづくりフォーラム」の開催、アンケート調査の実施、市公式ウェブサイトでの総合計画審議会の審議経過等の公開など、市民参画や情報公開に取り組んできたほか、計画のパブリックコメントに当たっては計画案を各種関係団体に送付し、積極的な意見募集を図ったところ、相当数の意見が寄せられた。今後は、新年度に計画概要版の全戸配布や各種団体への送付、各公共施設への設置などを進めるとともに、各地区で開催される市政座談会の説明資料とすることで周知、共有を図っていききたいとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、

原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第6号米沢市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。本案は、米沢市消防団見直し検討委員会から答申を受けた米沢市消防団長からの要望を受け、消防団員数が定数に満たない場合に限り加入できる消防団員経験者を機能別団員として新たに位置づけることに伴い、その報酬として年額1万円を支給するため、消防団員に支給する報酬の年額の下限を1万7,000円から1万円に改めようとするものであります。

本案に対し、委員から、機能別団員の活動内容は主に実災害への出動等に限定すると想定しているとのことだが、災害が発生せず、一度も出動しなくても機能別団員に報酬は支払われるのかとの質疑があり、当局から、そのような場合でも報酬は支給するとの答弁がありました。

また、委員から、新たに設置する機能別団員に支給する報酬の年額を1万円とするとともに、基本団員のうち階級が団員である者に支給する報酬の年額を1万7,000円から2万円に増額する考えであるとのことだが、本案には団員の報酬の額を上げることについては定められていない。分かりやすい条例とするため、基本団員及び機能別団員に支給する報酬をそれぞれ条例に明記すべきではないかとの質疑があり、当局から、現在の規定では年額1万7,000円以上11万4,000円以内で市長が定める額として、具体的な報酬の額は予算編成において決めることとしている。議第9号において「消防団員」の定義として、基本団員及び機能別団員と規定することとしており、消防団員の報酬の額を定めた特別職の職員の給与に関する条例別表3を改正することが最も合理的であると判断したとの答弁がありました。

さらに、委員から、米沢市消防団に関する条例に報酬規定が設けられているにもかかわらず、なぜ直接定めないのかとの質疑があり、当局から、昭和26年に特別職の職員の給与に関する条例を制

定して以来、本市の特別職の報酬については全て本条例に規定し、それが踏襲されてきた。一目で特別職の報酬が確認できることの分かりやすさ、利便性を考えて制定されたと考えられ、このたびについても個別の条例で規定することの積極的な理由がないことから、従来どおりの方法によることとしたとの答弁がありました。

これに対し、委員から、個別の条例に報酬の額が明記されていないほうが分かりづらいと考えるので、分かりやすい条例とは何かを考え、積極的に分かりやすくなるよう改正していただきたいとの要望がありました。

採決に当たっては、消防団員を充足させることを考えれば、本条例に報酬の額を規定している分かりにくさはその課題ともなり得る。今後も消防団がしっかりと定数を満たしながら、きちんとその機能を果たすために必要な改善を図っていただきたいが、本案には賛成するとの意見がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第7号米沢市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正についてであります。本案は、在宅福祉の普及啓発及び向上、健康及び生きがいのづくりの推進、その他地域福祉の推進を図るために民間団体が行う事業の支援に要する経費の財源に充てるため、平成3年に設置した地域福祉基金について、令和3年3月31日の取崩しをもって残高がなくなることから、これを廃止しようとするものであります。

本案に対し、委員から、地域福祉基金を財源として実施されていた事業は今後どうなるのかとの質疑があり、当局から、令和2年度は社会福祉協議会への支援や身体障がい者福祉協会への助成、高齢者いきいきデイサービス事業、あんしん電話事業など16事業に充当した。令和3年度予算においては、これまで基金から取り崩して財源に充ていた分について一般財源に組み替えており、基

金を廃止しても同事業費を削減することなく事業は継続していくとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第8号米沢市旧学校利用施設条例の設定についてであります。本案は、学校再編に伴い、学校としての用途を廃止した市立学校の施設を有効に活用し、住民の社会教育活動等の場を提供することで地域社会の活性化に資するため、旧学校利用施設の設置及び管理について定めようとするものであります。

本案に対し、委員から、令和4年度から地区のコミュニティセンター管理運営委員会を指定管理者として指定し、旧学校利用施設の管理を行わせる考えであるとのことだが、コミュニティセンターから場所が離れている施設もある中、住民の使用に供する屋内運動場及び屋外運動場の常日頃の維持管理はどのように行うのかとの質疑があり、当局から、定期的に、あるいは消耗品の補充等の際に教育委員会で見回り・点検を行うほか、使用者にも点検してもらい、コミュニティセンター管理運営委員会で確認する。なお、施設全体の管理は費用負担も含めて継続して教育委員会を実施する。コミュニティセンター管理運営委員会に管理を委託するのは、地区の使用団体の利便性を考慮してのことなので、コミュニティセンターと詳細まで協議を行い、地区の協力を得ながら進めていきたいとの答弁がありました。

また、委員から、本案は閉校する学校の施設を社会開放することが目的だと思うが、旧学校利用施設を設置することで、地域における学校跡地の利活用に関する議論や発想を後退させてしまう可能性を帯びている。本条例の制定で一区切りとするのではなく、あわせて、学校統合によって生ずる学校跡地の利活用に関する検討を進めるべきと思うかどうかとの質疑があり、当局から、米沢市公共施設廃止後の施設利活用の考え方にに基づき利活用を検討し、利活用が見込めなければ、その施

設はできるだけ早く処分するという方向で判断したいとの答弁がありました。

さらに、委員から、南原コミュニティセンター関分館を会場にした「農家のコミセンレストラン」と銘打ったイベントの地域活動を旧米沢市立関小学校屋内運動場で行う場合、別表の使用料を納付することとなるのかとの質疑があり、当局から、営利を目的とする事業での使用は想定していない。ただし、地域づくりや地域行事の一環として地域の活性化を図ろうとする事業については検討の余地があるので、事業の内容に応じてその使用について協議したいとの答弁がありました。

そのほか、委員から、本案第2条に規定される名称からは学校全体が使用できるように解釈できる。使用に供する範囲と、地区のコミュニティセンター管理運営委員会に管理を行わせる範囲が明確ではないように思うが、使用者及び管理を行う者に疑問が生じないよう取り組むことが必要ではないかとの質疑があり、当局から、学校全体を公の施設とし、そのうち屋内運動場及び屋外運動場について使用を許可するとともに管理を行わせる。旧学校の使用の希望があった場合は、その目的に応じて行政財産目的外使用許可などとして使用を許可することとなる。なお、使用者に対しては、使用できる範囲の説明に努めるとともに、指定管理者の指定に当たっては、基本協定で管理物件の範囲を具体的に定める予定としているとの答弁がありました。

採決に当たっては、指定管理者の候補者となる予定の各地区のコミュニティセンター管理運営委員会には丁寧かつ十分な説明を行い、納得を得た上で指定に向けた手続を進めてもらいたい、本案には賛成するとの意見がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級の実現を求める意見書提出方請願であります、本請願は、30人学級

の実現が教育関係者や国民の強い願いになっている現状を踏まえ、その実現のために国に対し意見書を提出していただきたいとするものであります。

審査に先立ち、参考人から補足説明を受け、審査に入りました。

本請願に対し、委員から、30人学級を実現するためには、それに応じた教員数も必要になる。しかし、現在、教員志望者数の減少や教員の高齢化が進んでおり、その中で少人数学級を推進すると教員の質が下がり、ひいては子供が受ける授業の質が低下してしまわないか不安だが、その点についてどのように考えているかとの質疑があり、参考人から、現在山形県では、教育山形「さんさん」プランにより少人数学級が推進されているが、ほとんどが非正規教員の配置によって対応されている。そのため、義務標準法を改正することによって30人学級を実現し、正規教員の増員につなげる必要があると考えているとの答弁がありました。

また、委員から、補足説明において、不登校の子供の数が年々増加していることや、いじめ認知件数が過去最多となっていることのデータが示され、子供と密に関わりながらその悩みに応え、様々な教育課題を解決していくことを目的に少人数学級を実現する必要性について話があった。また、さきの学校の一斉臨時休業後に分散登校を実施した間は、不登校の子供も登校できた事例の紹介もあった。しかし、請願書には不登校やいじめに関することは記載されておらず、先ほどの質疑応答では、教員数の充実の必要性について述べられていたが、本請願の要旨は教員の職場環境を改善するよう求めるものなのかとの質疑があり、参考人から、教員の職場環境の改善にも結果としてはつながっていくが、願意としては、少人数学級の実現によって子供を大事にする教育を求めるものである。また、不登校やいじめの解消につながることはについては具体的に明記はしなかったが、請願名にある「ゆきとどいた教育」という表現に込められているとの答弁がありました。

さらに、委員から、少人数学級を推進する上ではハード面の対応も必要であり、そのための予算措置も必要となるが、一地方自治体の財政力では施設整備が難しい場合もあると思われる。その財源の確保についても本請願の趣旨に含まれているのかとの質疑があり、参考人から、少人数学級を進めて学級数が増えれば教室数も増やさなければならないが、どのように教室を増やすかということは国の仕事になると思う。教育は将来の日本を担う子供を育てる大事な活動なのでお金をかける必要があると思うが、日本は国内総生産に占める教育への公的支出の割合がOECD諸国の中で低い状況にある。これを平均並みに上げるなどの対応を行えば、教室の数は増やせるのではないかと考えているとの答弁がありました。

そのほか、委員から、請願の要旨は、新型コロナウイルス感染症に対応するため30人学級を早急に実現し、20人学級を展望することが必要であることを国に対して求めるものと請願書からは読み取った。しかし、補足説明や先ほどからの質疑の中で、いじめ・不登校や教員の成り手不足への対応の話などが出ているが、30人学級の実現を求める最も主要な背景は何かとの質疑があり、参考人から、少人数学級を求める根底にはいじめ・不登校の問題がある。それに加えて、法律上の学級編制の標準である40人の学級では身体的な距離の確保として文部科学省が求めている1メートルから2メートルの児童生徒の間隔の確保は非常に困難であり、実際に学校内で感染が広がってしまった例もある。そうしたことから、行き届いた教育の視点と、安全・安心の視点の両方から30人学級を進めることが必要だと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、令和3年度政府予算案に係る政府内の調整の結果、5年かけて小学校について学級編制の標準を35人に引き下げることとなったが、5年かけることについてどう捉えているのかとの質疑があり、参考人から、学級編制の標準の

引下げは約40年ぶりであり、大きな前進と捉えている。しかし、現在、新型コロナウイルスの感染が拡大している中で、学校現場で様々な対策が功を奏し、どうにか子供の感染は防がれている状況なので、学級規模を小さくすることによって、安心して伸び伸びと学校生活を送れるような環境をもっと早急に国はつくるべきだと思っており、5年ではあまりにも遅いと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、本請願では30人学級の実現を求めているが、山形県独自に1学級当たりの児童生徒数を原則33人以下としている少人数学級編制では足りないとの認識なのかとの質疑があり、参考人から、山形県の「さんさん」プランには例外もあり、学年の人数によっては国の基準による学級編制になってしまう場合もある。しかし、山形県も学級規模を少しでも小さくしたいと考えているようなので、国が30人学級の実現を決定すれば、「さんさん」プランによって県が措置している予算を別なところに充てることができるようになり、県の教育行政を支援することにもつながると考えているとの答弁がありました。

そのほか、委員から、様々な教育課題への対応のためには、少人数学級にするのではなく、教職員定数を上げることのほうが有益なのではないかと考えるがどうかとの質疑があり、参考人から、現在でも、学級を分割して授業を行う少人数指導やチームティーチング、不登校などへの対応のため教員が加配されているが、小学校では学級担任制であり、学級経営の責任は全て担任が負っている。そのため、1学級に2人の教員を配置するよりも、少人数学級にして学級数を増やし、各教員が責任を持って子供に関わることで、その2人の教員の力を子供につぎ込める体制になると考えているとの答弁がありました。

次に、委員から、少人数学級になればなるほど、子供の学習効果は高くなるのか。また、教員が子供に向き合いやすくなり、様々な課題の大部分が

解決に向かうのかについて、そのほかの委員の認識を伺いたいとの委員会討議の申出があり、ある程度の人数がいるところで人間関係の構築や生きる力の育成に取り組むことも大事なので、一学級の児童生徒数の問題というよりも、教育の質の問題ではないかとの認識、少なければ少ないほどいいとは思わないが、近年、教員にとっては様々な問題を抱えた子供への対応が増えているほか、保護者との関係でも大変繊細な対応を迫られており、少しでも一学級の児童生徒数を少なくできれば、様々な教育上の課題や問題の解決につながることは間違いないとの認識、少人数学級のほうがしっかり一人一人の子供と向き合えるとの声が実際に学校現場から上がっているのであれば、そのとおりではないかとの認識、本市が目指す「がってしない」子供の育成に向けては、仲間と切磋琢磨し達成感を味わうことも必要だと考えるので、本市では現状の一学級の児童生徒数が適当な規模なのではないかとの認識が示されました。

続いて、委員から、本請願は提出していただきたいとする意見書の要旨が請願名に示されたことのほかに明記されているようには見えないが、請願書中の「請願趣旨及び理由」に記載された内容に加えて、これまで法律上の学級編制の標準が小学校1年生を除いて40人とされてきた中で、山形県は原則33人以下の少人数学級編制を実施してきたことを踏まえ、都道府県独自の取組に対する国庫負担についても求める必要があるのではないかと考えるが、ほかの委員の考えを伺いたいとの委員間討議の申出があり、委員から、本請願の趣旨を変えずに新たな文言を追加することは不可能なのではないかとの考え、地方の実情に応じた対応についても「ゆきとどいた教育」との表現に含まれると考えられ、そのような文言を意見書に盛り込むことも可能なのではないかとの考え、請願に明記されていない願意まで推察しようとするのと何でも読み取れてしまい、收拾がつかなくなるのではないかとの考え、予算措置は大切ではあるが、

請願にはっきりと記載されている文面について審査すべきではないかとの考えが示されました。

採決に当たっては、山形県においては、教育山形「さんさん」プランにより少人数学級の取組を既に進めており、教育の質の向上、学力や生きる力の向上などの効果の検証や、本市が「がってしない」子供の育成に取り組んでいることを意見書に盛り込むべきであるが、そのことが明記されていないために本請願を不採択とすべきとの意見。

このほど、国が示した学級編制の標準の引下げによりきめ細やかな指導体制の整備が前進すると思うが、この効果をしっかり見極めて、より子供たちのためになる形を目指すためには、さらに少人数学級を推進する必要がある、願意は妥当であるため本請願を採択すべきとの意見。

一学級の児童生徒数が少なくなれば、教員にとっても勤務時間の削減や負担軽減につながり、子供に目が届きやすく、一人一人に向き合える時間が増えるとともに、子供にとっても学習環境や人間関係の改善などにも効果を発揮すると考える。また、国は小学校の35人学級を5年かけて実現することを示したが、意見書の提出によって、さらに少人数学級を推進させるためにも本請願を採択すべきとの意見。

一般社団法人日本教育学会が40人学級の考え方を抜本的に見直す議論も急いで進めていく必要があることを提言したのをはじめ、全国各地で35人学級化を国に先行して進めるなど、既に少人数学級を推進する流れになっている。また、少子化によって事実上30人以下の少人数学級になっている学校現場からは、子供一人一人のことがよく分かり、子供の成長を促すためには少人数学級は必要だとする声があることを踏まえれば、山形県における現行の原則33人以下の学級編制からさらに少人数学級を推進すべきである。そして、少人数学級が実現し、学級数及び教職員数が増えれば、国から地方への予算も確保でき、県や市の教育費に対する一助になることから、本請願を採択すべき

との意見に分かれ、起立採決を行ったところ、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案5件、請願1件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○鳥海隆太議長 ただいまの総務文教常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、請願第1号に対し、6番佐藤弘司議員、15番齋藤千恵子議員から討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。6番佐藤弘司議員。

〔6番佐藤弘司議員登壇〕

○6番（佐藤弘司議員） 請願第1号安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級の実現を求める意見書提出方請願に、反対の立場から討論を行います。

誤解のないように反対の理由を述べるものであります。というのは、その経緯において、請願の審査における質疑の中で、「少人数学級については、与党である自民党・公明党も推進していることから、反対する理由がないのではないか」との委員からの意見がありました。

事実、政府は5年計画で35人学級を目指す法改正を実施し、2021年度予算に反映しています。我が党の文部科学部会でも少人数学級を推進しております。しかし、それは全国的、総論的な対応、見解であります。

殊に教育に関しては、大都市と地方など、各市町村では状況が大きく異なります。人口減少、少子化で地域によっては少人数学級どころか、逆に生徒児童を増やさなければならないという課題のある地方、また学校もあります。私はむしろそのほうが多いのではないかと思います。

翻って、米沢市の現状はどうかといえば、クラスごとの人数を見ても、本請願で求めている30人学級と大きく乖離している状況にはありません。

また、山形県の「さんさん」プランも成果を上げております。さらに、本市では適正規模・適正配置を前提にした小中学校の統廃合計画も進めておるところであります。このことから、本請願の是非については、この計画との整合性も含め、熟慮しなければなりません。

さらに、本請願では20人学級も先に見据えておることからも、これも現実的ではありませんし、不登校の解消にもつながるとの請願者の御意見でしたが、因果関係が明確ではありません。

以上の理由から、本請願に反対するところであります。現在の米沢市の教育現場・現状をしっかりと見つめるべきであります。議員各位の賢明な判断をお願い申し上げ、討論といたします。

○鳥海隆太議長 15番齋藤千恵子議員。

〔15番齋藤千恵子議員登壇〕

○15番（齋藤千恵子議員） 請願第1号安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級の実現を求める意見書提出方請願に、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

まず初めに、このコロナ禍の中で子供たちの学びを守ってくださっている先生方はじめ教職員の皆様に心から感謝を申し上げたいと思います。

公立小中学校の少人数学級編制に向けた長い歴史の中でも、平成13年に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が改正され、都道府県が国標準40人を下回る学級編制基準を設定できるようになり、それを契機に山形県では教師が一人一人の子供を大切にする教育を実現することで、勉強が分かり、いじめや不登校などのない楽しい学校にすることができるという信念の下、平成14年4月より公立小中学校の33人以下学級編制に取り組んだ、いわゆる教育山形「さんさん」プランを全国初で実施し、間もなく20年となるところです。

この教育山形「さんさん」プランは、子供の学習は生活と一体であり、安定した学級、良好な人間関係、教師のきめ細やかな指導の下で学力も高

まるという考えの下、教職員の皆様の日々の大変な御努力で継続していることは認識しているところです。

このように、山形県は「さんさん」プランで全国に先駆け少人数学級編制を実施しており、本市においても小学校161クラス中153クラスが33人以下のクラスであり、95%の達成率であります。また、1クラス21人以下になり分けることができない34人以上の場合は講師の先生を配置するなどのフォローをしています。

ちなみに、「さんさん」プランの21人から33人という数値は、山形県教育庁のプロジェクトチームが経験的な判断から算出した数字で、県独自の基準値です。教育論の立場からは、21人は共同学習が効果的に成り立つ最低の人数であり、これ以下になると学級集団として成立しなくなると言われています。また、上限の33人は、基礎・基本を徹底する個人学習を保障できる最大の人数であるとも言われています。21人以下より少ない学級編制では、個人の能力差が明らかになり、子供が序列化される、合唱や団体スポーツなど、学級集団としての活動が機能しなくなるなどが懸念されています。

また、請願の資料のアメリカ教育省や英国の示す学級規模の下限は、主に効果的な学習のための学級規模を示しており、日本の学級集団とは質的に異なるものと考えられます。日本の学級は、学級単位で学習活動だけでなく、様々な課外活動を行っています。この点を勘案すべきと考えます。

このように、全国一律の考え方ではなく、地域の実情に合わせて考えていくことが必要であると思います。1クラス36人以上在籍している学級は、やはり首都圏や都市部に多く、教育再生実行会議初等中等教育ワーキンググループの委員の中には、「均一的な少人数化ではなく、少人数化を柔軟に使える制度にすべき」との考えを述べられている委員の方もおりました。

さらに、少人数学級の効果に対するエビデンス

(科学的根拠)も求めていかなければならないものと思います。今後、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、全ての子供の可能性を引き出す個別最適な学びと共同的な学びを実現できるように取り組むことが必要と考えます。

以上、少人数学級編制は地域の実情に合わせた施策であるべきとの考え方から、反対とさせていただきます。

○鳥海隆太議長 以上で討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

総務文教常任委員長報告中、異議のありました請願第1号の請願1件を除く、議第4号から議第8号までの議案5件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 御異議なしと認めます。よって、議第4号から議第8号までの議案5件は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました請願第1号について、起立により採決いたします。

請願第1号に対する委員長報告は、賛成多数で採択であります。

お諮りいたします。

請願第1号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○鳥海隆太議長 起立多数であります。よって、請願第1号は委員長報告のとおり決まりました。

.....

日程第7 議第9号米沢市消防団に関する 条例の一部改正について外8件

○鳥海隆太議長 次に、日程第7、議第9号米沢市消防団に関する条例の一部改正についてから日程第15、陳情第1号国立病院の機能強化を求める陳

情書までの議案8件、陳情1件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、民生常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

民生常任委員長22番島貫宏幸議員。

〔民生常任委員長22番島貫宏幸議員登壇〕

○22番（島貫宏幸議員） 御報告申し上げます。

去る3月2日及び3月12日の本会議において当委員会に付託されました案件は、議案8件、陳情1件であります。

当委員会は、議会日程に従い、3月8日の午前10時から及び3月15日の予算特別委員会終了後に委員会室において、全委員出席の下、関係部課長並びに陳情審査においては参考人の出席を求め、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

初めに、審査に先立ち、議第9号米沢市消防団に関する条例の一部改正についてに係る市長からの議案の訂正の申出について、当局から説明がありました。

訂正の内容は、別記様式に係る改正に誤りがあったものであります。

本件については、質疑もなく、全委員異議なく、承認すべきものと決しました。

次に、議第9号米沢市消防団に関する条例の一部改正についてであります。本案は、本市消防団員の定数の変更と機能別団員を新たに設定することに伴う所要の改正を行うほか、規定の整備を図るものであります。

本案に対し、委員から、定数を見直す場合、先に各分団の実情に合うように部、班を統廃合し、その後、定数を決定すべきものと思われるが、部、班の統廃合を行わず、消防団員の定数変更のみを進めた理由は何かとの質疑があり、当局から、米沢市消防団組織見直し検討委員会において、当初、部、班の統廃合を含めて協議する予定でいたが、そこまでには至らなかったものであるとの答弁が

ありました。

また、委員から、消防団への再入団について、基本団員及び機能別団員の両方の入団要件を満たしている場合、どちらで入団することになるかとの質疑があり、当局から、入団者が選択することができるとの答弁がありました。

また、委員から、機能別団員に対する訓練はどう考えているかとの質疑があり、当局から、基本団員が行う一部の訓練等に参加することで、有事の際に組織的に活動が行えるよう考えているとの答弁がありました。

採決に当たっては、賛成するとの意見があり、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第10号米沢市高齢者等生活支援条例の一部改正についてであります。本案は、高齢者に対してホームヘルパーを派遣する事業を廃止するものであります。

本案に対し、委員から、本条例におけるホームヘルパーサービス利用者は、今後、別のホームヘルパーサービスに移行することだが、利用料は現在より増えるのかとの質疑があり、当局から、本条例によるホームヘルパーの利用料は1時間当たり200円となっている。仮に、本市の介護予防・日常生活支援総合事業へ移行した場合、月額1,172円で月4回または5回、ホームヘルパーを利用することができることから、1回当たりの利用料は数十円増えることとなるとの答弁がありました。

また、委員から、利用者全ての移行先は既に決まったかとの質疑があり、当局から、利用者全員が別の提供先に移行したいとの意思をお持ちであることは把握しているが、全員の移行先はまだ決定していない。なお、今月中に決定する予定であるとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第11号米沢市介護保険条例の一部改正についてであります。本案は、介護保険の保険

料率の改定を行うほか、介護保険施行令の一部改正に伴い所要の改正を行うものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第12号米沢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてであります。本案は、デイサービスなどの地域密着型サービス事業において、人員、設備及び運営の基準としている国の省令改正が行われたこと、また、制度の複雑化により条例改正の事務が煩雑になることを避けるため、規則に委任していた事項全てを本条例で定めることに伴い所要の改正を行うほか、規定の整備を図るものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第13号米沢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてであります。本案は、要支援状態の高齢者に対する地域密着型の介護予防サービス事業において、人員、設備及び運営の基準としている国の省令改正が行われたこと、また議第12号と同様の理由により、規則に委任していた事項全てを本条例で定めることに伴い所要の改正を行うほか、規定の整備を図るものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第14号米沢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてであります。本案は、地域包括支援センターが行う要支援状態の高齢者におけるケアプラン作成などの事業において、人員及び運営の基準としている国の省令改正が行われたこと、また議第12号と同様の理由により、規則に委

任していた事項全てを本条例で定めることに伴い所要の改正を行うほか、規定の整備を図るものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第15号米沢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてであります。本案は、ケアマネジャーがケアプラン作成等を行う居宅介護支援事業について、人員及び運営の基準としている国の省令改正が行われたこと、また議第12号と同様の理由により、規則に委任していた事項全てを本条例で定めることに伴い所要の改正を行うほか、規定の整備を図るものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第37号米沢市国民健康保険条例の一部改正についてであります。本案は、新型コロナウイルス感染症の定義を明確にするため所要の改正を行うものであります。

本案に対し、委員から、傷病手当金を受給できることをどのように周知してきたかとの質疑があり、当局から、新型コロナウイルス感染症による傷病手当金の申請受付は、以前から広報よねざわや市公式ホームページ等で周知しているとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第1号国立病院の機能強化を求める陳情書であります。本陳情は、新型コロナウイルス感染患者の受入れによって、ほかの疾病患者の受診・入院が制限され、病院経営の圧迫につながっている現状から、国立病院が国民の命と健康を守るため、また災害時でも医療提供を行えるよう、国立病院の機能強化に必要な施策を講じることについて、国に向け意見書を提出していただき

たいとするものであります。

審査に先立ち、参考人から補足説明を受け、審査に入りました。

本陳情に対し、委員から、コロナ禍における国立病院の役割をどのように考えているのかとの質疑があり、参考人から、国立病院の役割は、民間の病院では採算性が取れない医療の提供、そして災害時でも十分な医療を提供することと認識しているとの答弁がありました。

また、委員から、災害時における医療従事者の派遣や医療物資の提供体制について質疑があり、参考人から、東北の場合、宮城県仙台市にある国立病院機構仙台医療センターが拠点病院となっており、被災した各病院に医療従事者の派遣、医療物資の提供を行うこととなっているとの答弁がありました。

採決に当たっては、人員や医療物資には限りがあることから、各病院に分散させるより、特定の病院に集中させたほうが効率的であることから不採択とすべきとの意見。

重症心身障がい児など、ほかの病院へ転院することが困難な患者がいる中、新型コロナウイルスなどの感染症が発生した場合、十分な医療提供が行えなくなる。患者の命を守るため、国の責任において米沢病院が医療提供を行えるよう整備していく必要があることから、採択とすべきとの意見。

置賜地域で感染症病床があるのは公立置賜総合病院のみであり、本市の市立病院では今後も感染症病床を設置する予定がないことから、米沢病院に感染症病床が設置されれば、置賜地域住民にとって有益である。また、新型コロナウイルス感染症だけではなく、今後新たな感染症が出た場合でも対応できるようにする必要があることから、採択とすべきとの意見に分かれましたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案8件、陳情1件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報

告といたします。

○鳥海隆太議長 ただいまの民生常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議第11号に対し、8番高橋英夫議員から討論の通告がありますので、発言を許可いたします。8番高橋英夫議員。

〔8番高橋英夫議員登壇〕

○8番（高橋英夫議員） 去る3月8日の民生常任委員会における米沢市介護保険条例の一部改正についての審議過程において、私は意見を述べることなく議案の採決となりました。

このたびの条例改正では、介護保険料の基準額が第7期までの6万9,000円から4,200円値上がりし7万3,200円に、全11段階では平均5.7%の引上げとなります。第7期介護保険事業計画期間において、要介護認定者の増加や重度化に伴うサービス利用の増加、それに対応するための基盤充実などを背景としての介護保険事業費の増加などの要因が重なり、平均5.7%の保険料の引上げはやむなしとの判断もあり得る反面、年金頼みの生活を強いられている低所得階層の市民の厳しい生活状況を鑑み、市民負担の軽減を求める代弁者としての役割を担う立場で意見をすべきであったという反省に立ち、条例改正についての判断結果を修正する意見を述べさせていただきます。

今、米沢市内に働き手である家族と同居をしていない高齢者のみの独り暮らしの世帯はおおよそ3,000世帯、高齢者のみの2人暮らしの世帯もおおよそ3,000世帯です。これらの世帯では、収入の中心は年金であろうと思われます。年金頼みの生活者にとって、一昨年10月からの消費税増税は大変大きなダメージとなりました。買物をするたびに食料品では8%、その他のものは10%を問答無用で支払うことになる消費税は、所得の低い人ほど負担が重くのしかかる逆進性という性格の税制であり、市民生活を向上させるには消費税を値下げさ

せる取組も必要であると考えているところです。

年が明けて2020年には新型コロナウイルスが猛威を振るい、少なくない市民が休業や仕事の減少、収入の減少に追い込まれました。介護保険制度における第2号被保険者、つまり40歳から64歳までの年代の現役の市民にとっても消費税の負担、介護保険料の負担は重くのしかかっています。

このような情勢に加え、菅内閣は75歳以上で年収200万円以上の基礎の医療費窓口負担を現行の1割から2割に倍増する医療制度改正一括法案を2月5日に閣議決定し、国会に提出いたしました。負担増の対象者は、75歳以上単身で年収200万円以上、または75歳以上の夫妻で年収320万円以上の人で、75歳以上の高齢者の20%以上は該当します。該当者の窓口負担増は1人当たり年間3万4,000円です。

この患者負担2倍化で現役世代の負担がどう変わるかという国会での質問に対して、田村厚労大臣は現役世代の負担減少は年720億円、1人当たり年約700円と答弁しました。保険料の半分は事業主負担ですから、本人の負担減は半額の350円、月にして30円弱です。全国で370万人の高齢者は医療費負担が2倍になり、現役世代は月30円の保険料が減るだけ、国の負担など公費が980億円減少と、最も負担が減るのは公費という逆立ちした制度改正となります。

介護保険制度も本来、介護が必要となった人が安心して介護サービスを受けることができるよう社会全体で支える仕組みとして2000年4月に始まりました。老後の安心した生活を支えていくのが介護保険制度の目的でしたが、保険料については、スタート時の3万2,000円が7万3,200円と2.3倍になろうとしています。年金は目減りしているのに、消費税は増税される、介護保険料は引き上げられるでは、本来の制度の目的と現実はどんどん乖離していくばかりです。

地方自治の一番の使命は、住民の福祉向上にあります。介護保険の財源の国負担分の増額を求め

ることを含め、市としても被保険者の負担軽減のための最大限の工夫と努力を行うことを求めつつ、議第11号米沢市介護保険条例の一部改正については反対いたします。

○鳥海隆太議長 以上で討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第11号及び民生常任委員長報告中、異議のありました陳情第1号の議案1件、陳情1件を除く、議第9号、議第10号、議第12号から議第15号まで及び議第37号の議案7件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 御異議なしと認めます。よって、議第11号及び陳情第1号の議案1件、陳情1件を除く議第9号、議第10号、議第12号から議第15号まで及び議第37号の議案7件は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第11号及び異議のありました陳情第1号の議案1件、陳情1件について、順次起立により採決いたします。

初めに、議第11号について採決いたします。

議第11号に対する委員長報告は、全会一致で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第11号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○鳥海隆太議長 起立多数であります。よって、議第11号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、陳情第1号について採決いたします。

陳情第1号に対する委員長報告は、賛成多数で採択であります。

お諮りいたします。

陳情第1号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○鳥海隆太議長 起立多数であります。よって、陳

情第1号は委員長報告のとおり決まりました。
ここで暫時休憩いたします。

午前11時10分 休 憩

午前11時19分 開 議

○鳥海隆太議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16 議第16号財産（除雪ドーザ）の取得について外5件

○鳥海隆太議長 次に、日程第16、議第16号財産（除雪ドーザ）の取得についてから日程第21、議第41号米沢市南原コミュニティセンター新設建築工事請負契約の締結についてまでの議案6件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、産業建設常任委員会における審査の経過と結果について御報告願います。

産業建設常任委員長21番小島一議員。

〔産業建設常任委員長21番小島一議員登壇〕

○21番（小島一議員） 御報告申し上げます。

去る3月2日及び3月12日の本会議において当委員会に付託されました案件は、議案6件であります。

当委員会は、議会日程に従い、9日の午前10時から及び17日の予算特別委員会終了後に委員会室において、全委員出席の下、関係部課長の出席を求め、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第16号財産（除雪ドーザ）の取得についてであります。本案は、現在保有している除雪ドーザが耐用年数を過ぎて老朽化し、除雪作

業に支障を来していることから、これを更新しようとするものであります。

契約については、指名競争入札による物品購入契約とし、3業者による入札を行った結果、米沢市窪田町窪田字上他谷1271番地の2、日本キャタピラー合同会社米沢営業所、所長、遊佐智宏が1,606万円で落札し、仮契約を締結したので、本契約を締結しようとするものであります。

本案に対し、委員から、今回のドーザの更新理由と更新基準について質疑があり、当局から、本市は山形県が示す経過年数14年以上、運転時間5,000時間以上という更新基準を参考にしており、今回更新しようとするドーザは、経過年数が20年を過ぎ、故障も起きている状況から更新するものであるとの答弁がありました。

また、委員から、更新時期が除雪のシーズンを終えようとしているこの時期になった理由について質疑があり、当局から、このドーザの更新は、今年度の国の補助事業として要望していたが、内示額が要望額に達していなかったため更新を見送った。その後、県内自治体での流用調整があり追加要望をしたところ、本市に補助金の追加配分があったため、この時期の購入となったものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、今回購入するドーザは、高額な機械なので、冬期間だけの使用だけではもったいなく、冬期間以外は排土板等のユニットを交換して民間に貸し出してはどうかとの質疑があり、当局から、ドーザなどについては、ほかの季節にも稼働できる利点もあるため、活用の在り方を検討したいとの質疑がありました。

また、委員から、除雪機械の市の所有分をなくし、全て委託業者の除雪機械を利用することはできないかとただされ、当局から、市で所有する除雪機械の3分の2はロータリー除雪車で、これは冬期間にしか使えない機械であることから、委託業者の維持管理の負担を減らす意味で市の所有としたほうがよいと考えている。グレーダーやドー

ザについてはレンタルする方法もあるので、今後検討していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、除雪機械等の予算の見積りに際しては、注意深く価格等を調査してほしいとの要望がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第17号米沢市手数料条例の一部改正についてであります。本案は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、本市が行う建築物エネルギー消費性能適合性判定の審査に係る手数料を徴収するほか、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る手数料の額の一部を改定しようとするものであります。

本案については、質疑や意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第38号米沢市新庁舎建設工事請負契約の一部変更についてであります。本案は、令和元年9月定例会で契約の一部変更が議決され、現在施工している米沢市新庁舎建設工事について、仮設工事や外構工事等の一部変更に伴い、契約金額を46億5,121万800円から46億9,865万5,900円に4,744万5,100円増額し、契約を変更しようとするものであります。

本案については、質疑や意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第39号米沢市すこやかセンター空調設備改修工事請負契約の一部変更についてであります。本案は、令和2年9月定例会で契約の締結が議決され、現在施工している米沢市すこやかセンター空調設備改修工事について、設備機器等の一部変更に伴い、契約金額を1億8,568万円から1億9,465万6,000円に897万6,000円増額し、契約を変更しようとするものであります。

本案に対し、委員から、このたびの契約変更の理由の軽微な設計変更とはどのような内容かとた

だされ、当局から、建設当時の設計図等を参考に工事を進める際、隠蔽部分などで配管等の現状が図面と違っている部分を現場に合わせて修正したほか、耐震性を保つことを優先するため、既存のコア抜き穴をできるだけ利用するなどして工事を進めたものであるとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第40号米沢市庁舎解体工事請負契約の締結についてであります。本案は、新庁舎の完成に伴い、現庁舎を解体しようとするものであります。

契約については、条件付一般競争入札による契約とし、3業者による入札を行った結果、フジタ・太田建設特定建設工事共同企業体、代表者、宮城県仙台市宮城野区榴岡3丁目7番33号、株式会社フジタ東北支店、執行役員支店長、下田平滋が5億2,580万円で落札し、仮契約を締結したので、本契約を締結しようとするものであります。

本案に対し、委員から、今回、条件付一般競争入札とした理由についてただされ、当局から、設計金額が3億円以上の規模の大きい工事では、今回のように共同企業体による条件付一般競争入札を要領に基づいて行っているとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第41号米沢市南原コミュニティセンター新設建設工事請負契約の締結についてであります。本案は、米沢市南原コミュニティセンターの老朽化に伴い、新たに鉄骨造平家建て、延べ床面積約662平方メートルの本体棟を大字李山地内に建設しようとするものであります。

契約につきましては、指名競争入札による契約とし、7業者による入札を行った結果、米沢市大字花沢387番地1、置賜建設株式会社、代表取締役、川野敬典が1億4,740万円で落札し、仮契約を締結したので、本契約を締結しようとするものであり

ます。

本案に関連し、委員から、今年度の入札の落札金額は、予定価格に比べ低い水準の例があるようだが、下請、孫請会社の経営に配慮し、落札金額が下がり過ぎないように本市の入札システムを改善する考えはないかとただされ、当局から、今後、庁内で対応策を検討したいとの答弁がありました。

また、本案に関連し、委員から、今年度3月8日までで19件の入札不調が起きているが、これは降雪期前の発注が多いことに起因しているのではないかと、発注時期の検討を求めるとの質疑があり、当局から、降雪期前の第3四半期では入札不調が多い状況があり、早期の発注で早期に完成できるよう工事発注課と協議していきたいとの答弁、また、工事発注の平準化のためにゼロ市債による発注を行っているが、今まで以上に工事箇所を吟味しながら推進していきたいとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案6件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○鳥海隆太議長 ただいまの産業建設常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第16号、議第17号及び議第38号から議第41号までの議案6件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 御異議なしと認めます。よって、議第16号、議第17号及び議第38号から議第41号までの議案6件は、委員長報告のとおり決まりました。

日程第22 議第25号令和3年度米沢市
一般会計予算外14件

○鳥海隆太議長 次に、日程第22、議第25号令和3年度米沢市一般会計予算から日程第36、議第44号令和2年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）までの議案15件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、予算特別委員会における審査の経過と結果について報告願います。

予算特別委員長6番佐藤弘司議員。

〔予算特別委員長6番佐藤弘司議員登壇〕

○6番（佐藤弘司議員） 御報告申し上げます。

本日は、去る3月2日の本会議で、当予算特別委員会に付託されました議第25号令和3年度米沢市一般会計予算から議第36号令和3年度米沢市立病院事業会計予算までの当初予算12件及び3月12日の本会議で、当予算特別委員会に追加付託されました議第42号令和2年度米沢市一般会計補正予算（第15号）から議第44号令和2年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）までの補正予算3件、合わせて15件について御報告申し上げます。

当委員会は、議会日程に従い、10日から17日までの間の5日間にわたり、委員会室において、全委員出席の下、当局から市長をはじめ副市長、教育長、病院事業管理者、関係部課長等にも出席を求め、審査を行いました。

なお、各議案の内容につきましては、各議員御承知のことと存じますので、その説明を省略させていただき、以下、審査経過の中でありました質疑・要望等の主なものと、その結果を取りまとめて御報告申し上げます。

まず、審査の都合上、令和3年度当初予算12件を一括議題とし、初めに副市長から予算の概要に

について、総務部長から人件費について、企画調整部長から行政事務共同処理分担金について、それぞれ説明を受け、審査を行いました。

これに対する総括質疑では、新年度予算で、新型コロナウイルスワクチン接種以外のコロナ対策としての予算規模はどれくらいか。また、令和2年度の国の第3次補正予算でコロナ対策の地方への交付金が配分された。当市としては約4億7,000万円を新年度に繰り越して財源とするとのことだが、これを含めてどれぐらいの規模になるのか。さらに、新型コロナウイルス関連の経済対策は急ぐ必要があると考える。具体的な事業をいつ頃実施する予定なのかとして質疑がありました。

また、財政健全化計画は今年度で終わりとなるが、今回出された今後の財政見通しを見ると、再度、財政健全化計画を策定しなければならないような財政状況だと考えられるが、本市としてどのような認識でいるのかとして質疑がありました。

さらに、コロナ禍に伴う経済対策について、新年度当初予算に盛り込まれたものもあると思うが、中小零細企業へのさらなる支援と今後の当初予算編成以降に必要と思われるような事業も出ているのではないかと。そういった事業は、新年度早々に臨時会を開き速やかに実施していく必要があると考えるが、その時期はいつ頃になるのかとして質疑がありました。

また、令和3年度の地方財政対策では、緊急防災・減災事業の事業期間の延長や地方回帰支援の推進が盛り込まれており、充当率や交付税措置率も高くなっている。内容を見ると、避難所の新型コロナウイルス感染症対策や社会福祉法人等の福祉施設における豪雨対策への補助も該当するようであるが、これらの支援は当初予算に計上されているのかとして質疑がありました。

第2款総務費では、モーゼスレイク市姉妹都市提携40周年記念親善訪問事業ということで、10月にモーゼスレイク市へ訪問するなどの予算が計上されているが、コロナ禍の中で訪問するのは大変

厳しいのではないかと思います。この事業を進めるに当たって、モーゼスレイク市との交渉はどのように行ってきたのかとして質疑がありました。

また、2030年にはガソリン車等から電気自動車等に変えていくというのが世界の自動車メーカーの趨勢である。ゼロカーボンシティ宣言を行った本市として、市長車及び議長車等を電気自動車などに買い替えていく考えはあるのかとして質疑がありました。

さらに、ふるさと応援寄附金制度推進事業費について、昨年度の6億円の当初予算に対して、令和3年度は積極的な予算編成とも言えるが、コロナ禍における産業振興などを考えると、米沢の産物を生かし、収入増を図るため、もっと積極的な予算も組めたのではないかとして質疑がありました。

また、県においては、2022年の春をめどに交通系のＩＣカードを県内一斉に導入する方針を示したが、本市の市民バス、民間バスはどのような事業スキームで進めるのか。また、導入時期はいつ頃になるのか。さらに、この導入により、移動や乗り継ぎなど利便性の向上が期待されるとともに、路線や時間別の利用状況といった詳細なデータが得られ、今後の地域公共交通の各施策に反映できると思う。時間軸的に、本市の地域公共交通計画の策定後にＩＣカードの導入となるが、蓄積されるデータの活用はどのように考えているのかとして質疑がありました。

さらに、地域おこし協力隊の位置づけや募集方法はどうなっているか。地域活動をしてもらう上で、例えば鳥獣被害について学ぶ専門の学校や研究所の出身の方を募集するなど、本市の課題に直結する方をお願いすることで、本人にとってもやりがいにもなるし、定住する気持ちも起こるのではないかとして質疑がありました。

また、結婚新生活支援事業費補助金について、これまで本市では若者への生活支援はなかったと理解している。新年度予算にはこの補助金が計上

されているが、これは若者への生活支援ということか。また、このような制度があることを知ってもらうことが大事であるが、周知方法はどのようにするのかとして質疑がありました。

さらに、市税徴収事務事業の主な実施内容として、コンビニ収納の推進と口座振替よりも割高となるコンビニ・スマホ収納に係る手数料を抑制するため、口座振替推進キャンペーンを行おうとしている。口座振替は一回手続すれば、その後、納付の手間が省かれるので、積極的に働きかけるべきであるが、この2つの整合性はどうかと考えているのか。また、従来どおり窓口に来庁する人もいると思うので、窓口業務のサービス低下にならないようにしてほしいとして質疑・要望がありました。

また、マイナンバーカード交付円滑化事業について、健康保険証利用登録手続のサポート体制等の強化とあるが、健康保険証として活用するための本市の現状や見通しはどうかとして質疑がありました。

第3款民生費では、ひきこもりサポートセンター設置による効果と相談件数はどうだったのかとして質疑がありました。

また、就労支援施策について、現在、新型コロナウイルス感染症の影響で地元企業からの仕事が少なくなっている。国は、工賃の向上を目指しているが、実際は仕事が少なくて工賃を支払えない状況である。このことについて市としてどのような認識でいるのかとして質疑がありました。

さらに、特別障害者手当の周知について、新たに介護認定を受けた方へ、要介護認定結果を通知する際、対象になる可能性がある方に対し、特別障害者手当の内容の分かるものを同封して周知を図っている自治体もあるが、本市ではどのような対応を取っているのか。要介護認定4・5の方が制度を利用できる可能性があることから、要介護認定を受けた方に対し周知徹底をお願いしたいとして質疑・要望がありました。

また、本市の多子世帯について、本市で最も多

く子供がいる世帯の子供の人数はどのような状況か。また、子供が多くて大変だというような風潮をなくし、兄弟が多くてうらやましがられるような環境をつくっていきたいが、頑張っている多子世帯に対し、表彰や公共施設の使用料の減免などの支援はできないかとして質疑がありました。

第4款衛生費では、歯科の在宅医療の当番医制について、県から出ている補助金が減額となり、継続していくのが難しいと本市歯科医師会から聞いたが、本市としてどのように認識しているのか。また、補助金が減額されたのは、県において費用対効果による判断だと聞いているが、市として県への財政支援の継続と拡充について要望するとともに、歯科医師会と協議し、何らかの支援を行う必要があると思うがどうかとして質疑がありました。

また、産後ケア事業について、今回は宿泊型のみの実施ということだが、通所型や訪問型を併用しなかった理由は何か。全国の事例を見ると、通所型、訪問型、宿泊型の3つを併用して実施しているところもある。ぜひ、市民ニーズに合わせた施策をお願いしたいとして質疑・要望がありました。

さらに、新型コロナウイルスワクチン接種の申込みについて、電話受付以外にLINEアプリを利用しての予約を行うということだが、65歳以上の方でLINEアプリを利用している方は少ないと思うがどうか。また、電話予約のオペレーターは何人を予定しているのかとして質疑がありました。

また、本市の悪臭問題の原因であった南工業団地内の旧堆肥製造事業所の土地及び建物について、現在の状況はどうなっているかとして質疑がありました。

第5款労働費では、労働者への支援には様々な施策があるが、本市の予算は非常に少なく、国や県の支援策に頼っているのではないかと感じる。本市として労働行政をどのように考えているかと

して質疑がありました。

第6款農林水産業費では、有害鳥獣対策事業に関連して新規事業としてジビエ振興対策費130万円の予算が計上されているが、これは商品化に向けた内容となっているのか。売れるような商品ができれば狩猟者の意欲も高まり、新規の狩猟者も増えると思うので、ぜひ商品化を実現していただきたいとして質疑・要望がありました。

第7款商工費では、有機エレクトロニクス産業集積推進業務委託について、この事業を行う経緯は何か。また、この事業は単年度で終了する予定なのか。何年か続けることで成果を得ていきたいと考えているのか。山形大学工学部とは、以前事業を展開する際に意思疎通があまり図れなかったケースもあったことから、山形大学工学部の要望を聞きながら事業を進めていただきたいとして質疑・要望がありました。

また、有機エレクトロニクスに関連し、新庁舎での有機EL照明の設置状況はどうなっているのかとして質疑がありました。

さらに、有機材料システム事業創出センター運営費補助金について、この補助金は雇用を生むための支援と認識しているが、実績はあるのかとして質疑がありました。

また、観光客誘致事業費について、最近はオンラインを活用した様々な取組が広がっているが、本市でオンラインを活用した取組はないのか。また、ボイシネウォーク「花の慶次～米沢傾奇巡り～」など面白い取組も始まっているが状況はどうか。さらに、東北デスティネーションキャンペーン事業費補助金の会津若松市と仙台市との連携事業について、どのような内容を企画しているのかとして質疑がありました。

第8款土木費では、空き家対策事業費について、隣地取得の補助制度の創設や片づけ費用の補助など、本市は県内でも先進的な事業を行っている。今後は、実際に空き家を減らしていくことに取り組んでいただきたいと思うが、この事業は宅建業者

の協力なくしては進まないものであり、他自治体のように調査費用を支払うことについては以前から提案しているが、その検討結果はどうなっているのかとして質疑がありました。

また都市構造再編集支援事業について、道路、下水道、誘致施設、既存建造物活用事業など様々な事業があるが、どのような制度内容になっているのか。また、本事業として計上されている道路整備と本市の都市計画道路との関わりはどのようなになっているのかとして質疑がありました。

さらに、橋りょう維持管理事業費について、橋梁の長寿寿命化工事はどのぐらい進んでいるのか。また、毎年少しずつ長寿寿命化工事を行っているとのことだが、年数がたつと判定区分も変わってしまうので、少しペースを上げながら計画を進めてほしいとして質疑・要望がありました。

また、除雪対策事業費について、市街地の路線除雪と山間部の勾配のきつい路線除雪では燃料消費が相当違うと委託業者から聞いている。積算上の単価とも違うと聞いていることから、改善していく必要があると思うがどうかとして質疑がありました。

第9款消防費では、大規模災害による避難の際、健康上の理由等により学校などの避難所での避難生活が困難な要配慮者が快適な環境で休めるようにと、昨年6月に旅館ホテル組合と協定を結んだが、小規模災害でも活用できるような対応はできないのかとして質疑がありました。

第10款教育費では、コロナ禍における小中学校の修学旅行の実施について、全国の学校では修学旅行の在り方が変わってきており、自然の中での体験を軸にした学びを提供しているところもあるが、本市として修学旅行の実施方法はどのように考えているのか。また、様々な新しい修学旅行の形が考えられると思うので、ぜひ、思い出づくりとして修学旅行を実施してほしいとして質疑・要望がありました。

また、学校給食調理場室温対策について、文部

科学省から学校給食衛生管理基準が示されており、基準では室温25度以下、湿度80%以下を保つことが望ましいとされている。実情を聞くと、夏場のほとんどの日が基準を超えているとのことだったが、いつまでこのような状態を続けるのか。今後どのように改善していく等の方針を示してほしいがどうかとして質疑がありました。

さらに、老朽化している北部小学校の給食調理室について、長寿命化計画（案）の中に改修・改善の計画が含まれていないのはなぜかとして質疑がありました。

また、学校給食調理師の研修について、今年度はコロナ禍もあり例年のような研修ができなかったとのことだが、本市の学校給食のレベルを保ち、おいしい安全な給食とするために来年度はどのような取組を行っていくのかとして質疑がありました。

さらに、（仮称）南西中学校施設整備事業について、現在の第二中学校の敷地内に建設することを念頭にこれまでの計画を練ってきたことは承知しているが、公共施設等総合管理計画個別施設計画で、西部野球場と八幡原野球場の集約化の検討が示されたことを受け、現状で建設用地として検討できる範囲が広がったと感じる。将来の子供たちのため、よりよい環境を提供していく観点に立てば、再度場所について検討すべきと考えるがどうかとして質疑がありました。

また、市立米沢図書館等運営管理事業費について、ナセBAの建設による経済波及効果もあるが、やはり図書館の充実が教育につながると思う。より多くの市民にどのように図書館を利用してもらうかが大事であるが、本市としてどのように考えているのか。市民憲章にも掲げられているとおり、「教養をたかめ、文化のまち」をつくるために、より多くの市民の方に利用していただけるように取り組んでいただきたいとして質疑・要望がありました。

さらに、ブックスタート事業について、すこや

かセンターでの7か月児健康相談時に読み聞かせの後、本を2冊プレゼントする事業があるが、現在プレゼントする本は何種類あるのか。また、子供が多いと本がかぶってしまうため、種類を増やしてほしいとして質疑・要望がありました。

また、上杉博物館に求められている役割をどのように認識しているか。また、博物館評価制度の必要性及び導入について、本市として考えているかとして質疑がありました。

さらに、上杉治憲教師郊迎跡保存修理事業費について、計画の途中で東日本大震災等があり、事業期間が延びているわけだが、新型コロナウイルス感染症の影響でも期間が延長されるのか。また、延長されることにより所有者負担額が増えた場合、地域の住民も高齢になり負担金を徴収できないことも考えられる。所有者側の負担が少しでも低くなるように市として考えてほしいがどうかとして質疑がありました。

また、ファンプラスウォーク（FUN+WALK）推進事業について、具体的にどのような内容なのか。また、新規事業のJリーグウォーキングはモンテディオ山形の選手とのイベントだと思うが、具体的な内容は決まっているかとして質疑がありました。

さらに、ホストタウン推進事業について、香港フェンシングナショナルチームの事前合宿を行うはずだったが、新型コロナウイルス感染症の影響から大会時の応援及び大会後の交流を中心に行うということになった。このことについて、市民に向けての説明、周知、協力を得る体制整備はどのように考えているのか。また、今後の香港との文化・産業等での相互交流の推進について、スポーツ課単独で進めることは難しいと思うが、他の部署と連携は行っているのかとして質疑がありました。

歳入では、市税の徴収猶予について、新型コロナウイルス感染症に係る特別制度は1年間の期限付で既に終了したとのことだが、今後、納期を迎

える方でコロナ禍により大変な方もいると思うので、親身になって対応していただきたいがどうかとして質疑がありました。

以上が、議第25号令和3年度米沢市一般会計予算に対する審査の中でありました質疑・要望の主なものでありますが、議第25号につきましては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

続いて、議第26号令和3年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計予算から議第36号令和3年度米沢市立病院事業会計予算について御報告申し上げます。

まず、議第26号令和3年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計予算では、新型コロナウイルスの影響により国民健康保険税の税収が落ち込むとの話がある。新年度の税収がどの程度落ち込むかについて、いつ頃分かるのかとして質疑がありました。

次に、議第27号令和3年度米沢市後期高齢者医療費特別会計予算では、保険料について、制度開始当初からどのように推移しているのかとして質疑がありました。

次に、議第28号令和3年度米沢市介護保険事業勘定特別会計予算では、介護保険認定審査会の委員の構成はどのようになっており、介護認定審査会1回当たりの活動時間はどれくらいになっているのか。また、効率的な人員確保、事務作業の軽減から、介護認定審査会を広域的に実施している自治体がある。今後、介護が必要な人は増えるが、人口は減っていくため、医師等の介護認定審査会に係る人員確保が大変になると予想されることから広域的に取り組むことも必要と考えるが、市としてどう考えているのかとして質疑がありました。

次に、議第29号令和3年度米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計予算では、新型コロナウイルス感染症の影響で、米沢牛の価格と消費の維持のため様々な施策を行ってきたが、本市としてコロナ禍の屠畜場への影響をどう捉えているのかとして

質疑がありました。

次に、議第30号令和3年度米沢市青果物地方卸売市場費特別会計予算では、民設民営による新施設の開設を目指し、今後施設整備を検討されると思うが、施設を整備する場合には機能強化が求められる。付加価値をつけるからこそ利益が出て、生産者の所得増加につながることから、事業主体だけで行うのではなく、市も含め他からの協力もいただきながら、単なる施設整備とならないようしっかりと議論を進めていく必要があると思うがどうかとして質疑がありました。

次に、議第31号令和3年度米沢市物品調達費特別会計予算では、物品調達契約において、分離発注よりも経費の圧縮を目的に一括発注を総務省で進めているが、本市の場合、新庁舎になって行政組織の見直しが予定されている中で、庁内の物品調達の一括発注の取組はどうなっているのかとして質疑がありました。

次に、議第34号令和3年度米沢市水道事業会計予算では、重要施設へ供給する管路の耐震化は現在どこまで行われているのか。また、重要管路ではない管路の耐震化は今後予定しているのか。水は我々の生活にとって重要であることから、今後も耐震化を進めていっていただきたいとして質疑・要望がありました。

また、喝水対策について、舘山浄水場が廃止されれば、他の水源の確保が必要になると思うが、地下水源などの整備についての考えはあるのかとして質疑がありました。

次に、議第35号令和3年度米沢市下水道事業会計予算では、下水道管の老朽化対策と耐震化について、上水道であれば企業会計で完結できると思うが、下水道事業については一般会計からの負担が必要となる。老朽化対策及び耐震化を行う場合、工法も専門的になり費用も多額になると思うので、早い段階から年次計画を立て、財源を確保することが必要ではないかとして質疑がありました。

次に、議第36号令和3年度米沢市立病院事業会

計予算では、新病院の開設に向け病院経営を改善するため、平成30年度から民間コンサルタント企業に委託しているが、総額で1億円を超える金額を投資しているにもかかわらず、病院経営が改善されているように見えないが、どのような認識でいるのかとして質疑がありました。

また、年々出産年齢が高くなっていることや、様々なハイリスク分娩が増えてきている。新年度は周産期医療機器の新設はないとのことだが、妊婦が、三次周産期医療機関がある山形市まで救急搬送されたり、お産した後、数か月も山形市に通院するなど大変な状況もあることから、NICU（新生児集中治療管理室）の新設が必要と考えるがどうかとして質疑がありました。

以上が、令和3年度の各特別会計予算及び企業会計予算の審査の中でありました質疑・要望の主なものであります。

次に、審査結果についてであります。議第26号令和3年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計予算、議第27号令和3年度米沢市後期高齢者医療費特別会計予算及び議第28号令和3年度米沢市介護保険事業勘定特別会計予算の議案3件の採決に当たっては、国民健康保険事業勘定特別会計については、基金残高も多くあり、3年後も増えるとの予想である。また、県内でも1人当たりの基金残高は高い水準にあることから、基金を取り崩して税率を引き下げていくことが市民の医療を守っていくことになる考える。

また、介護保険事業勘定特別会計については、第8期介護保険事業計画の中では、利用者の経済的負担の軽減を図るとしながら、介護保険運営協議会で議論されなかったということだが、今後しっかりと議論すべきである。

さらに、今後、高齢化が進み、高齢者にとっては国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の保険料の負担が大きく、基金の取崩しや一般会計から予算を投入し税率を引き下げるべきであると考えことから、これらの予算に反対するとの

意見がありましたので、挙手による採決を行った結果、議第26号から議第28号までの議案3件は賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第29号令和3年度米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計予算から議第36号令和3年度米沢市立病院事業会計予算までの議案8件につきましては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第42号令和2年度米沢市一般会計補正予算（第15号）から議第44号令和2年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）につきましては、質疑もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

以上、当予算特別委員会に付託されました案件の審査経過の概要と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○鳥海隆太議長 ただいまの予算特別委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

予算特別委員長報告中、異議のありました議第26号から議第28号までの議案3件を除く議第25号、議第29号から議第36号まで及び議第42号から議第44号までの議案12件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 御異議なしと認めます。よって、議第25号、議第29号から議第36号まで及び議第42号から議第44号までの議案12件は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第26号から議第28号までの議案3件について、順次起立により採決いたします。

初めに、議第26号について採決いたします。

議第26号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第26号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○鳥海隆太議長 起立多数であります。よって、議第26号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第27号について採決いたします。

議第27号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第27号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○鳥海隆太議長 起立多数であります。よって、議第27号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第28号について採決いたします。

議第28号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第28号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○鳥海隆太議長 起立多数であります。よって、議第28号は委員長報告のとおり決まりました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 0時09分 休 憩

~~~~~

午後 1時09分 開 議

○鳥海隆太議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

### 日程第37 発議第1号安全・安心で、行き届いた教育につながる30人学級の早期実現を求める意見書の提出について

○鳥海隆太議長 次に、日程第37、発議第1号安全・安心で、行き届いた教育につながる30人学級の早期実現を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者 8 番高橋英夫議員。

〔8 番高橋英夫議員登壇〕

○8 番（高橋英夫議員） ただいま上程になりました発議第1号安全・安心で、行き届いた教育につながる30人学級の早期実現を求める意見書の提出についてであります。本案は、子供一人一人を大切にする教育を推進するため、また新しい生活様式に対応した教育環境を整備するため、義務教育の全学年で30人学級の編制を可能とする法制上の措置と所要の教職員定数の充実等のための財政上の措置について速やか講ずるよう、国に対し意見書を提出しようとするものであります。

以下、意見書案を朗読して、提案理由の説明に代えさせていただきます。

〔別紙 発議第1号朗読〕

以上であります。議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○鳥海隆太議長 ただいまの提出者説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 なければ、議員間討議を終結いた

します。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第1号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 異議がありますので、改めて起立により採決いたします。

お諮りいたします。

発議第1号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○鳥海隆太議長 起立多数であります。よって、発議第1号は、原案のとおり決まりました。

.....

### 日程第38 発議第2号国立病院の機能強化を求める意見書の提出について

○鳥海隆太議長 次に、日程第38、発議第2号国立病院の機能強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者1番小久保広信議員。

〔1番小久保広信議員登壇〕

○1番（小久保広信議員） ただいま上程になりました発議第2号国立病院の機能強化を求める意見書の提出についてであります。本案は、新型コロナウイルス感染患者の受入れによって、他の疾病患者の受診・入院が制限され、病院経営の圧迫につながっている現状から、国立病院が国民の命と健康を守るため、また災害時でも医療提供を行えるよう、国立病院の機能強化に必要な施策を講じることを求め、政府に対し意見書を提出しよう

とするものであります。

以下、意見書案を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきます。

〔別紙 発議第2号朗読〕

以上であります。議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○鳥海隆太議長 ただいまの提出者説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 なければ、議員間討議を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第2号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 異議がありますので、改めて起立により採決いたします。

お諮りいたします。

発議第2号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○鳥海隆太議長 起立多数であります。よって、発議第2号は原案のとおり決まりました。

.....

### 日程第39 発議第3号米沢市議会会議規則の一部改正について

○鳥海隆太議長 次に、日程第39、発議第3号米沢

市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者24番相田克平議員。

〔24番相田克平議員登壇〕

○24番（相田克平議員） ただいま上程になりました発議第3号米沢市議会会議規則の一部改正についてであります。本案は、住民が議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、本会議や委員会への欠席事由として、育児、看護、介護などを明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図るほか、市議会に対する請願に係る署名押印の見直しを行おうとするものです。

以上であります。議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○鳥海隆太議長 ただいまの提出者説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 なければ、議員間討議を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第3号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 御異議なしと認めます。よって、発議第3号は、原案のとおり決まりました。

.....

#### 日程第40 議員派遣について

○鳥海隆太議長 次に、日程第40、議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣については、会議規則第167条第1項の規定により、配付しておりますとおり決定いたしますので、御了承願います。

.....

#### 日程第41 議第2号米沢市監査委員の選任について

○鳥海隆太議長 次に、日程第41、議第2号米沢市監査委員の選任についてを議題といたします。

この場合、市長から提案理由の説明を求めます。中川市長。

〔中川 勝市長登壇〕

○中川 勝市長 ただいま上程になりました議第2号米沢市監査委員の選任について説明いたします。

本市監査委員の森谷和博氏は、来る3月31日にその任期が満了となりますが、その後任として志賀秀樹氏を同委員に選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるため提案するものであります。

なお、森谷氏には、平成29年4月以来、4年にわたり監査委員として御尽力いただきました。このことに対し、心から敬意を表しますとともに、深く感謝を申し上げる次第であります。

何とぞ御同意賜りますようお願い申し上げます。

○鳥海隆太議長 ただいまの市長説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第2号に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 御異議なしと認めます。よって、議第2号は同意することに決まりました。暫時休憩いたします。

午後 1時28分 休 憩

~~~~~  
午後 1時33分 開 議

○鳥海隆太議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

.....
市長挨拶

○鳥海隆太議長 以上で、本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

閉会前に、市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。中川市長。

〔中川 勝市長登壇〕

○中川 勝市長 市議会3月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

去る2月25日に招集いたしました本定例会は、本日、全日程を終了いたしました。28日間にわたる会期中、提出しました案件につきまして、終始真剣な御審議をいただき、厚く御礼を申し上げます。

審議の過程で賜りました重要な御指摘、御意見等につきましては、今後の市政執行に十分反映していきたいと考えております。

市政運営方針でも申し上げましたように、米沢には、豊かな自然、長い歴史、伝統ある文化等、すばらしい様々な資源があります。私は、その資源を最大限に生かし、市民が力を合わせて取り組んでいけば、新型コロナウイルス感染症という困難でも大きなチャンスへと変えていくことができると確信しております。社会が大きく変わる中、

「挑戦と創造」の精神で様々な課題に取り組み、さらなる市勢発展のため全力を尽くしてまいりますので、議員各位の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

先ほど、新年度予算について議決されたところでありますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が長引く現状においては、市民生活や地域経済を守るため、緊急な予算措置等の対応が必要になると考えておりますので、議員各位の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます。

結びに、議員各位の御健勝をお祈り申し上げ、御礼の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

.....
閉 会

○鳥海隆太議長 これをもちまして令和3年3月定例会を閉会いたします。

午後 1時36分 閉 会